

# 本庄宿戸谷家の小城藩鍋島家への大名貸

大橋 毅 顕

## はじめに

一九世紀に入ると、藩財政の窮乏は深刻となり、諸藩は財政再建のために、藩政改革や財政緊縮政策、御用金賦課、農村復興、藩債の整理などを行った<sup>(1)</sup>。近年の藩財政や大名貸の研究は、藩財政と上方銀主および大坂市場との関係や藩領内の御用商人や中間層が藩財政へ関与するものが挙げられる<sup>(2)</sup>。

本稿では、戸谷家の小城藩鍋島家への大名貸を分析する。その上で、鍋島家の資金調達に着目する。戸谷家（中屋）は武蔵国本庄に居を構えた商家である。宝暦十三年（一七六三）に江戸室町に出店を設け、文化二年（一八〇五）には江戸神田橋御門外三河町にも出店（神田橋店・島屋）を設け、両替屋を営んだ。島屋吉兵衛は、文政年間には勘定所で、新吹金引替御用、新吹銀引替御用を拝命した<sup>(3)</sup>。

文化文政期以降の九州諸藩の藩財政については、楠本美智子が、多額の借銀を抱えた九州北部の諸藩は、上方商人に資金調達面で依存することができなくなり、「日田金」が地方金融資本として注目され、日田商人もこれを契機に経営を拡大させていったと指摘している<sup>(4)</sup>。府内藩（大分県）では、鴻池家との関係が断絶したため、日田商人の広瀬久兵衛が天保十三年（一八四二）より財政改革に関与したことが明

らかとなっている<sup>(5)</sup>。また、福岡藩では、大坂商人からの借銀ができなくなったため、嘉永二年（一八四九）より広瀬久兵衛が財政改革に関与した<sup>(6)</sup>。小倉藩も、安政元年（一八五四）に上方商人から借銀を二五〇年賦として、産物会所の銀主を日田商人千原家に依頼している<sup>(7)</sup>。筆者は前稿で戸谷家の柳河藩立花家への大名貸について分析しており、文化年間に戸谷家との貸借関係が始まり、証文を書き替えながら貸借関係が継続したこと、戸谷家以外にも長崎商人永見家や代官を通じた借用などを明らかにした<sup>(8)</sup>。

佐賀藩は藤野保らによる総合研究により、藩財政や藩政改革などについて多角的に分析されている<sup>(9)</sup>。佐賀藩は、近世中期以降累積した大坂商人からの借入や、文化五年（一八〇八）のフェートン号事件に伴う長崎警備費の増大、文政八年（一八二五）の世子直正の、將軍家斉の娘盛姫との婚儀による江戸藩邸での遺料の増加などにより、財政窮乏となった<sup>(10)</sup>。伊藤昭弘は、藩債を抱える一方で、多額の資産を有していたことを指摘している<sup>(11)</sup>。また、上方銀主との関係については、内部に資金を留保しつつ何度も改談を銀主たちに認めさせ、場合によっては切り捨て、新たな銀主に乗り換えていったと指摘している<sup>(12)</sup>。

支藩の財政については、柴多一雄が文化・文政期の秋月藩財政につ

いて検討し、本藩である福岡藩の本格的な財政援助を仰ぎ、藩財政の再建と農村支配の再編・強化がはかられたと指摘している<sup>10)</sup>。楠本美智子は熊本藩の支藩(内分家)である宇土藩について分析しており、寛政七年(一七九五)頃に本藩が宇土藩財政に介入して以降、しばしば介入をして長田作兵衛(加島屋)など資力のある大坂商人から資金調達をしていること、「三千両講」など講により資金繰りを円滑にさせていたことを明らかにした<sup>11)</sup>。佐賀藩の支藩鹿島藩は創設当初より本家から合力米を必要としていた<sup>12)</sup>。

近年、佐賀大学地域学歴史文化研究センターにより、小城藩の研究が進められている<sup>13)</sup>。

本稿の課題としては、以下の二点を挙げておきたい。①戸谷家の鍋島家への貸付を押さえること、②戸谷家と鍋島家の借用に関する交渉を明らかにすること、である。扱う時期は文化・文政期から天保期を中心とする。

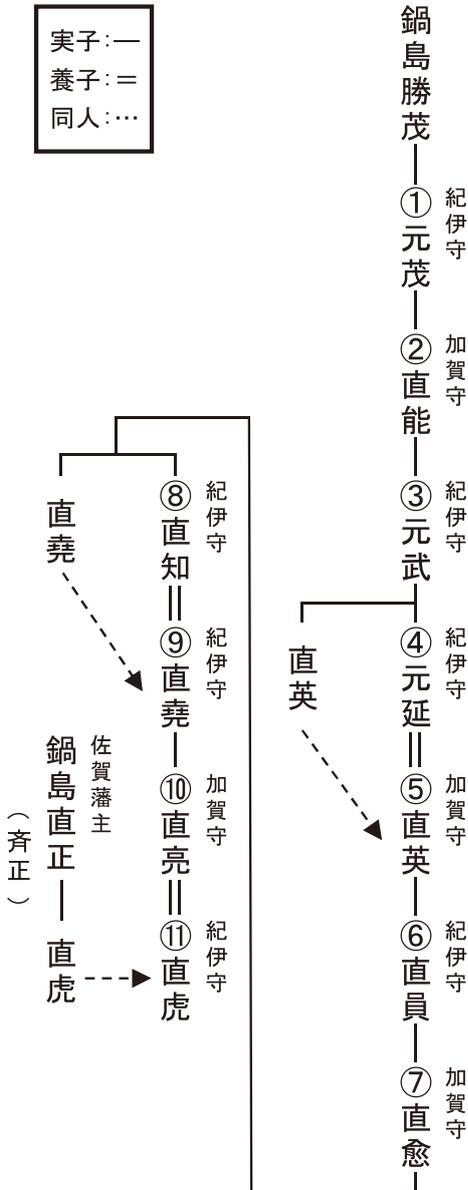
### 一 小城藩鍋島家の財政状況

#### (1) 鍋島家の概要

小城藩は肥前国小城(佐賀県小城市)に藩庁をおいた藩である。初代の鍋島元茂は、佐賀藩主鍋島勝茂の長子として生まれた<sup>14)</sup>。元茂は、佐賀藩の証人として江戸詰めの際に強いられたが、母親の身分が低かったため、嫡子の座と本藩の相続ができなかった。小城鍋島家は、元和三年(一六一七)に元茂が祖父直茂の隠居領と直茂付の傍侍八三名を相続することによって成立した<sup>15)</sup>。同年に鍋島勝茂は元茂に一万石分知をしており、江戸堪忍料と理解されている<sup>16)</sup>。

小城藩は、はじめ分散地行であったが、同七年に小城郡を中心に松浦郡を含めた知行地となり、石高は七万三二五〇石であった。藩領は、小城郡内が大部分で、郡外では西松浦郡の山代郷と佐賀郡の佐保川島郷の二つであった<sup>17)</sup>。この中には、高原、清水、横町、松尾、三間寺、晴気、黒原、池上、芦刈など佐賀本藩の領地を点散させていた<sup>18)</sup>。

図1 小城藩鍋島家系図



(注)『新訂寛政重修諸家譜』第13卷(続群書類従完成会、1965年)、『藩史大事典』第7巻、九州編(雄山閣、1988年)より作成。

小城藩は蓮池藩・鹿島藩とともに佐賀藩における三家(三支藩)の一つで、三家筆頭である。知行高は佐賀藩の三家に対する分知高であると同時に、三家としての内分知行高(内分支藩、内分家)であり、幕末に至るまで公称石高として継承された<sup>19)</sup>。



表1 小城藩鍋島家当主一覧

当主		生没年				藩主就任・退任日				正室
1	鍋島元茂	慶長7	(1602)	10	11	元和3	(1617)	3		佐賀藩家臣鍋島茂里娘
	(もとしげ)	承応3	(1654)	11	11	承応3	(1654)	11	11	
2	鍋島直能	元和8	(1622)	12	17	承応3	(1654)	11		佐賀藩主鍋島勝茂養女
	(なおよし)	元禄2	(1689)	8	26	延宝7	(1679)			佐賀藩家臣多久茂辰娘
3	鍋島元武	寛文2	(1662)	4	26	延宝7	(1679)	12	29	
	(もとたけ)	正徳3	(1713)	8	20	正徳3	(1713)	1		
4	鍋島元延	元禄8	(1695)	6	6	正徳3	(1713)	1	26	
	(もとのぶ)	正徳4	(1714)	5	30	正徳4	(1714)	5		
5	鍋島直英	元禄12	(1699)	3	17	正徳4	(1714)	6	17	佐賀藩家臣多久茂文娘
	(なおひで)	延享1	(1744)	9	12	延享1	(1744)	9	12	
6	鍋島直員	享保11	(1726)	3	7	延享1	(1744)	10	23	佐賀藩主鍋島宗教養女
	(なおかず)	安永9	(1780)	6	24	明和1	(1764)	5		五條大納言為範娘
7	鍋島直愈	宝暦6	(1756)	3	15	明和1	(1764)	5	21	佐賀藩主鍋島重茂娘
	(なおます)	享和1	(1801)	7	2	寛政6	(1794)	4		
8	鍋島直知	天明4	(1784)	5	4	寛政6	(1794)	4	25	鹿島藩主鍋島直宜娘
	(なおとも)	文化1	(1804)	3	12	文化1	(1804)	3	12	(婚約)
9	鍋島直堯	寛政12	(1800)	7	28	文化1	(1804)	4	3	
	(なおたか)	明治6	(1873)	8	17	嘉永3	(1850)	4		
10	鍋島直亮	文政12	(1829)	1	9	嘉永3	(1850)	4	6	鹿島藩主鍋島直永娘
	(なおすけ)	元治1	(1864)	2	27	元治1	(1864)	2		
11	鍋島直虎	安政3	(1856)	2	9	元治1	(1864)	3	21	鍋島直亮娘、
	(なおとら)	大正14	(1925)	10	30	明治4	(1871)	7	14	佐賀藩主鍋島直正七男

(注)『新訂寛政重修諸家譜』第13卷(続群書類従完成会、1965年)、『藩史大事典』第7巻九州編(雄山閣、1988年)より作成。

していたが、公儀役負担のため、年貢収納に基づく収入だけでは賄いきれず、本家からの借金や、領内の百姓・町人、富裕層からの献銀によって賄われることが恒常化していたと指摘している<sup>80)</sup>。

安永三年(一七七四)には七代藩主直愈は公役として有栖川宮の江戸参向の御馳走役を命じられた。しかし、藩財政は逼迫しており、必要経費の九五〇〇両余のうち二〇〇〇両程しか準備ができなかったため、幕府に七〇〇〇両の拝借金を願い出、馳走役免除を願い出た。馳走役は本家から四一〇〇両を借りて務めたものの、家老野口文次郎が責任を取り本家の命令により切腹している<sup>81)</sup>。直愈は、勝手向困窮を招いたことや本人の資質を疑問視されたため、本家当主治茂により強制的に隠居させられた<sup>82)</sup>。

また、小城藩の家臣団も窮乏しており、地方知行を採用していたが、明和六年(一七六九)に、知行取りの家臣に対して三部渡米とし、安永四年には、過去三年間の藩からの米支給がさらに三年間延長されるなど、切米渡しも行われた<sup>83)</sup>。小城藩財政はその後も好転せず、寛政五年(一七九三)には、藩財政窮乏に伴い、領地を本家へ差し出して、本家の支配を委ねる代わりに、本家からの借金を償却していく上支配格を願い出た<sup>84)</sup>。小城藩を含む三家は、長崎御番役の共同負担や、手伝普請や御馳走役などの公儀役により、藩財政は窮乏し、本藩はその都度財政支援を行っていた。そのため、小城藩は寛政六年、蓮池藩は同八年、鹿島藩は同十年にそれぞれ、上支配格となり、財政運営を本藩に委託した<sup>85)</sup>。

## 二 文化・文政期の貸付状況

### (1) 小城藩鍋島家の財政

文化期における佐賀藩三支藩の財政については、財政的に独立採算が困難で、本藩の援助を仰がねば幕府に対する諸役負担ができない状態であり、これが本藩財政の窮乏を促進していた<sup>80)</sup>。三支藩のうち、鹿島藩の物成高は八〇〇〇石で、小城藩二万九三〇一石、蓮池藩二万一〇五〇石に比べて小さく、本藩による財政援助が重なった。

佐賀藩は文政元年(一八一八)に、鹿島藩主直彝の病氣・隠居と養子願いの申し出を契機に、本藩財政の冗費節約のために鹿島藩を廃止し、本藩併合を提示するが、結局三支藩連合の反対により撤回された<sup>81)</sup>。鹿島藩の廃止は中止されたが、鍋島齊直は幕府に願い出て、鹿島藩の公儀役(参勤交代・普請役・御馳走役)を五年間免除させることに成功した。

また、文化十一年(一八一四)に佐賀藩は大坂において空米切手事件を起こしており、同地における資金調達が苦しい状況にあった。そのため、藩の資金調達手段として米筭<sup>82)</sup>が増刷された<sup>83)</sup>。

楠本美智子によれば、文化文政期には、公金「御貸附金」を借りた藩として、杵築・日出・対馬・大村・鹿島・秋月・小城・久留米・平戸の各藩が確認されている。これは、日田役所よりの公金貸付で、日田商人の千原家(掛屋)は仲介者にすぎないと指摘している<sup>84)</sup>。ここでは鹿島藩と小城藩が公金貸付を受けており、本藩からの財政援助以外にも資金調達していた。

### (2) 小城藩鍋島家への貸付

戸谷家の江戸出店である島屋吉兵衛は、文化末年から天保年間にかけて大名貸を行っている。個別の貸付額では、富山藩前田家・柳河藩立花家・小城藩鍋島家の三家が多く、全体の八七・七%にも上っている<sup>85)</sup>。

戸谷家と小城藩鍋島家の金銭貸借に関する史料は文化十年(一八一三)が最初である。

〔史料1〕<sup>86)</sup>

(端裏書)「上」

覚

一金五拾両

右御用金上納ニ付請取之者也

文化十四年十二月十四日 肥前番所

三河町壱町目

嶋屋吉兵衛同半兵衛

武州本庄宿住宅ニ付

代 利助

史料1は、文化十年十二月に島屋が上納した御用金五〇両を肥前番所が受け取ったものである。三河町一丁目に島屋は店を構えており、吉兵衛と半兵衛が詰めている。また、武州本庄宿の屋敷には代理の利助が詰めていることが分かる。肥前番所については、国元を指すのか、江戸藩邸を指すのかは不明である。

続いては、文政七年（一八二四）正月に、鍋島家が戸谷家に借金を申し込んだ史料である。

形可相用候

（裏書）表書之通相違無之候

紀伊守<sup>④</sup>

〔史料2〕<sup>④</sup>

一札之事

一今度伝 奏御馳走御役蒙 仰候付、右御用金之儀急速調達差下候様、在所表申越置候得共、遠路之儀ニ而川支等も難計、甚不安心之事ニ付、右金在所方来着迄之處、三千両丈借用之儀及御相談候處、格別之訳を以御出金可被下旨、預御領掌御深切之段、一統忝存候、然ル上者来金之儀何様道中相滞候共、来ル四月中二者、聊相違無之候条、右三千両壹ヶ月金百両ニ付銀七拾五匁宛之利足相加、元利共聊無相違可致返濟候、為後日仍一札如件

文政七年申正月 鍋嶋紀伊守内

末永権六<sup>④</sup>

馬渡利兵衛<sup>④</sup>

西川小左衛門<sup>④</sup>

川副又右衛門<sup>④</sup>

宮川吉兵衛

（付札） 當時在坂中ニ付追々出府之上印

形可相用候

嶋屋吉兵衛殿

前書之通、聊相違無御座候、以上

岡田吉左衛門

（付札） 當時在国中ニ付追々出府之上印

史料2は、鍋島家が幕府の馳走役を勤めるにあたり、島屋に急ぎで御用金の調達をするため、金三〇〇〇両の借用を申し入れたものである。戸谷家は出金に応じ、返済は一カ月に金一〇〇両につき銀七五匁（＝金二両一分）ずつの利息を加え、元利とも返済することとしている。この書状は鍋島家の江戸詰家臣から島屋吉兵衛に宛てて出されている。また、在坂中や在国中の家臣は押印ができないため、出府した際に押印する旨が付札に書かれており、急ぐ必要があったことが分かる。

〔史料3〕<sup>⑤</sup>

（包紙）「約定一札」

一札之事

当勝手方掛り役人共不行届ニ付、公務差支ニ茂相成、貴殿ニ申談、去年年収納米之内六万俵可相渡旨役人共一同重役共連印を以、規定証文相渡、出金之分請取証文差入公務無差支被相勤候、且又同年四月国元江之御暇被 仰付、早々可被致発途之處、其節茂差支ニ付、尚又預出金収納米国元ニ而可相渡約定ニ付、右午六月中貴殿代利助大坂表江出張相頼候、然ニ大坂迄積登セ取納米運賃諸懸り大坂蔵屋敷諸入用金等追々大坂ニ而利助方役人共請取候之旨、慥聞届被置候、勿論是迄其許方被差出候金高役人共方追々証文を御請取候通、聊相違無之金其許御厚志之取計之故を以、

表2 文政8年小城郡三ヶ月郷村高

	村名	石	斗	升	合
1	久本村	242	0	0	0
2	五条村	368	8	9	4
3	長神田村	156	7	8	6
4	佐織村	194	0	9	0
5	織嶋村	450	6	9	3
6	赤司村	174	5	3	8
7	深川村	144	6	6	5
8	袴田村	138	8	4	6
9	緑村	202	0	2	1
10	成村	287	6	7	6
11	高田村	194	8	7	9
12	大寺村	300	1	3	3
13	永吉村	49	1	0	5
14	樋口村	261	9	1	0
15	初田村	293	8	4	7
16	高原村	34	9	5	7
17	吉原村	216	5	3	8
18	岡本村	108	6	0	8
19	桑原村	189	0	0	0
20	四条村	185	0	0	0
21	三ヶ嶋村	249	4	3	0
22	蓮寺村	88	9	7	8
23	山田村	12	5	0	0
24	白紙村	247	7	4	5
25	永岡村	63	5	4	8
26	馬見村	87	6	1	9
27	久米村	275	4	5	4
28	並木村	201	5	9	9
29	土生村	269	6	8	0
30	仁俣村	212	4	9	9
31	甲柳原村	231	3	8	4
	合計	6034	6	2	2

（注）「郷印証文之事」（戸谷家文書 1872）より作成。

右者肥前小城米拙家引請申候内、  
 式千石売渡申候約定ニ而、右代銀  
 之内前書之銀子慥ニ請取預置申候、  
 追而廻米着船之節、御手元ニ而御  
 賣捌被下候ハ、代銀を以御差引  
 御勘定可被成候、尤利足月八朱宛  
 相加江、万一廻送延着仕候ハ、  
 当十二月廿日限元利銀共無相違急

〔史料4〕<sup>46)</sup>

預り申銀子之事

一銀五拾貫目

史料3は、文政六年七月に鍋島家家臣で大目付役の伊東七郎兵衛から島屋へ出した書状である。勝手方役人が不行届のため、公務に差し支えが出ている。収納米六万俵を渡す旨の規定証文を渡して、島屋の  
 出金分の請取証文を交わしている。公務を差し支えなく勤めたため、  
 参勤交代で国元に帰ることが許された。また、戸谷家の代理を勤める  
 利助が大坂の出張を依頼して、大坂へ廻送する収納米の運賃や大坂蔵  
 屋敷の諸入用などを大坂で利助から役人へ受け取る旨を聞き届け、こ  
 れまで鍋島家へ出金した金高は役人から証文を受け取り、間違いのな  
 い金で、島屋の御厚志によるものである。この件について、本家（佐  
 賀藩）へも報告することになっている。また、国元からの収納米が大坂  
 への到着が遅れるため、公務に支障が出るとして急ぎで出金を申し入  
 れている。

嶋屋吉兵衛殿

伊東七郎兵衛殿

大目付役

鍋嶋紀伊守内

公務其外無差支相務候、仍之本家江茂、右之段申達、聊無滞、右米可  
 相渡之処、大坂着船及延引候故、利助令以滞坂相成居候、然處此節御  
 役勤被 仰付又候、  
 公務差支ニ付猶又出金頼入候處、急速願出金、是又無滞相整候、右旁  
 之次第委細被承之畢竟其許御深志之故与厚被致感悦候、以来貴殿出金  
 之分元利約定之通、聊無相違可相渡旨重役共一同江申渡被置候、万  
 滞候節者直ニ可被申訴候、仍一札如件

文政六年未七月

（裏書）表書之通相違無之候也

紀伊守殿

度返済可仕候、為後日仍而如件

文政七申十月

島屋吉兵衛

代 利助 印

横屋

喜兵衛殿

史料4は、文政七年に島屋が小城米二〇〇〇石を売却する約束をして、横屋喜兵衛（不詳、大坂商人カ）から銀五〇貫目を受け取って預かったものである。廻米が到着したら、売り捌いて代銀をもって差引の勘定をすることとしている。利息は月八朱を加え、廻送が遅れた際は、十二月二〇日までに元利銀とも返済する取り決めとなっている。

これは、島屋が二〇〇〇石の米を引き当てに借用したものと考えられる。島屋も小城米の売却により資金を得ようとしており、小城藩鍋島家からの廻米は重要であった。

表2は小城郡三ヶ月郷下の村高を示したもので、久本村、五条村をはじめ三か村が書き上げられている。合計で六〇三四石六斗二升二合である。表2は史料の前半部分であり、後半部分が史料5である。

〔史料5〕<sup>脚</sup>

米式万俵 但壹俵二付、三斗三升五合入

右者年貢米之内、来戌年方尙卯年迄六ヶ年之處、下知状受取書面之通、先納金借用申處実正也、依之毎歳九月方十月迄貴殿御差図之場所江積

送可申候、萬一右米相滞候節者、郷印御相手取何様にも御懸合可被成候、則其節一言之義申間鋪候、為後日郷印証文仍如件

文政八年酉八月 三ヶ嶋村

桑原村 百姓惣代

重蔵<sup>印</sup>

（外六十七名）

嶋屋吉兵衛殿

文政八年八月に三ヶ嶋村・桑原村の百姓惣代である重蔵、他六七名から島屋に宛てたものである。米二万俵（六七〇〇

表3 文政8年佐嘉郡・小城郡下郷村高

	郡・郷名	村名	石	斗	升	合
1	佐嘉郡 佐保川嶋郷	平野村	367	3	3	0
2		東山田村	281	3	5	1
3		西山田村	257	7	4	7
4		今山村	207	0	1	8
5		大願寺村	272	4	1	3
6		下村	95	6	2	0
7		江熊野村	92	5	9	5
8		今古賀村	70	0	6	4
9		上戸田村	176	5	4	0
10		大久保村	91	5	2	7
11		下戸田村	285	8	1	5
12		平田村	75	3	9	6
13		於保村	178	0	8	4
14		佐保村	158	8	4	1
15		池上村	371	0	3	3
16		榎田村	270	1	7	8
17		久留間村	291	5	9	7
18		吉富村	60	0	0	0
19		立物ヶ里	289	1	9	0
20	小城郡 三ヶ月郷	芦田ヶ里	232	7	4	2
21		道辺ヶ里	312	5	7	1
22		堀江村	265	1	6	8
23		深町ヶ里	230	5	0	0
24		江口ヶ里	248	6	9	8
25		曾伏ヶ里	94	1	4	1
26		金田ヶ里	162	2	0	3
27		杜ヶ里	192	5	6	5
28		熊寄ヶ里	67	0	2	9
29		木嶋溝ヶ里	206	7	5	2
30		遠江ヶ里	230	5	3	9
		合計	6135	2	4	7

（注）「郷印証文之事（肥前佐保川嶋郷・三ヶ月郷）」（戸谷家文書1624）より作成。

石換算)は、年貢米のうち、文政九年(戌年)より天保元年(卯年)までの六年間、下知状を受け取り、先納金を借用した。これにより、毎年九月から十月まで島屋が指示をする場所へ米を積み送ることとしている。万が一、年貢米の廻送が滞った場合は、郷印の者たちを相手取り交渉をすることとしている。

表3は、佐嘉郡と小城郡下の村高を示したものである。これは、佐嘉郡佐保川嶋郷の一九か村、小城郡三ヶ月郷の一一か村が書き上げられている。合計で六一三五石二斗四升七合である。表3は、史料の前半部分であり、後半部分が史料6である。

〔史料6〕<sup>88)</sup>

米貳万俵 但壹俵二付、三斗三升五合入り

右者去ル文政七申年正中御領主様方私共被為仰付候儀者、御公務御勤向御差支ニ相成候付、私共三拾ヶ村、此高六千百三拾五石貳斗四升七合、来ル戌年方向卯年迄六ヶ年之内、御年貢米引当テ先納金壹万四千両可指出旨被為仰付、御年貢米右年限中可引取候付、私共三拾ヶ村金子調達ニ一同取掛り候得共、出来不致候付、無據貴殿方江御頼、私共三拾ヶ村御年貢米六千百三拾五石貳斗四升七合  
私共方江

御領主様御下知状請取置候付、右米引当テ貴殿方去ル文政七申年正中申方当酉正月迄先納金壹万四千両慥請取利足之儀者、壹ヶ月金百兩ニ付金壹兩之利足加江返済可致、規定取極借用申候處実正也、依之来ル戌年方向卯年迄六ヶ年之内毎年右御年貢米六千百三拾五石貳斗四升七合、九月方十月迄貴殿御指図之場所迄積送可申候約定を以、先納金

借用申処相違無御座候、右米賣拂之儀者、貴殿方ニ而時相場を以、先納金元利共御引取可被成候、萬一六ヶ年之内皆済不足之節者、私共三拾ヶ村郷印一同之者方出金仕候間皆済可致候、萬一御年貢米九月方十月迄ニ貴殿御指図之場所江積送可申、滞等御座候節者、私共三拾ヶ村連印一同ニ相手取何様ニも御掛可被成候、其節一言之儀申間敷候、為後日先納金借用申郷印証文、仍而如件  
文政八年酉八月 平野村百姓惣代 藤十<sup>89)</sup>

(外六十八名)

嶋屋吉兵衛殿

史料6は、米二万俵について、文政七年正月に小城藩主から村々へ命じられたものについての郷印証文である。公務を勤めることが差し支えているため、三〇か村・六〇三五石二斗四升七合を文政九年(戌年)から天保元年(酉年)まで六年間、年貢米を引き当として先納金一万四〇〇〇両を差し出す旨を仰せつけられた。

年貢米は、年限中に引き取り、三〇か村は金子調達のため一同取り掛かっているが、うまくいかないため、島屋へ頼んで三〇か村の年貢米六一三五石二斗四升七合は、藩主の下知状を受け取り、米を引き当てに島屋方より文政七年正月から同八年正月までの先納金一万四〇〇〇両を確かに受け取った。利息については、一か月に金一〇〇両につき金一両を加えて返済するよう取り決めをして借用をした。これにより、戌年(文政九年)から卯年(天保元年)まで六年間、毎年貢米六一三五石二斗四升七合を九月から十月まで島屋の指示の

場所に積み送りするよう約定をもつて、先納金を借用すること。廻送する米の売却は、島屋が相場を見て、先納金の元利とも引き取るようにすること。万が一年貢米が九月から十月までに島屋が指示をする場所に積み送り、滞りがあれば三〇か村の郷印した者一同より出金をして皆済することとしている。

### 三 天保期の小城藩鍋島家への貸付

#### (1) 天保期の財政状況

天保期には、戸谷家の引き続き貸付が見られる一方で、証文の書き替えも行われた。

〔史料7〕<sup>99)</sup>

(包紙)「金五百両 御証文 鍋嶋様」

借用申金子之事

一金五百両也 但無利足

右者旦那就要用借用申處実正也、但返済之義者、来寅四月限無相違御返并可相整候、右ハ格別之訳を以致借用御筋二付、返済聊相違無之候、為後日仍一札如件

天保十二年丑十二月

鍋嶋紀伊守内

綾部四郎大夫<sup>100)</sup>

相原萬兵衛<sup>101)</sup>

嶋屋吉兵衛殿

前書之通相違無之候、以上

野口新治左衛門<sup>102)</sup>

史料7は、天保十二年(一八四一)十二月に鍋島家家臣の綾部四郎大夫と相原萬兵衛が島屋に宛てた借用証文である。鍋島家は島屋から無利息で金五〇〇両を借用した。「旦那就要用借用」と藩主の入用のための借用とし、翌十三年四月に返済するよう調整している。特別の理由で借用しているため返済することとしている。また、鍋島家家臣の野口新治左衛門が記載内容に間違いはないとして奥印をしている。

〔史料8〕<sup>103)</sup>

一札

追々御用達金元利之高

一金五万三千四百式拾壹両式歩ト、銀拾壹匁九分六厘

内

但當節御改談ニ付用拾仕候高

金三万八千四百式拾壹両式歩ト、銀拾壹匁九分六厘

別紙新御証文之高

殘金壹万五千兩 但無利足

右之通、此節御改談相成、殘金壹万五千兩之内江壹ヶ年ニ金貳百兩ツ、年々十一月晦日限、右金高済切候迄御渡被下候御約定仕候ニ付而者、別紙新御証文之儀も其御文面ニ御認被下候筈之處、向戌十二月限之御文面ニ御願申上置候得共、御渡方之處者前書御約定之通、年々貳百兩宛ニ相違無御座候、仍而為後年御証文并御約定書共、都合三通請置候ニ付而者、聊違礼之儀無御座候得共、猶又為念一札差上置申處如件

天保十二年丑十二月 嶋屋

星野忠右衛門殿

岡田半十郎殿

服部嘉右衛門殿

相原萬兵衛殿

西岡美濃丞殿

川副寛太夫殿

綾部八郎大夫殿

城嶋茂助殿

久保傳兵衛殿

史料8は、天保十二年十二月に、嶋屋が鍋島家へ出した、貸出高および返済に関する対談の書状である。追々御用達をしてきた元利高は、金五万三四二両二分・銀二一匁九分六厘である。その内、対談の上、用捨（返済不用）とした金高は、金三万八四二二両二分・銀一匁九分六厘である。別紙で新しく書き換えた証文の金高は無利息で金一万五〇〇〇両となった。一年に金二〇〇両ずつ毎年十一月晦日に返済し、二万五〇〇〇両の返済が終わるまで渡すように取り決めをしている。

表4は、戸谷家の鍋島家への貸出高・返済請取高を示したものである。貸出高は元金が二万二三九〇両、利息が三万一〇三〇両で元利合計は五万三四二〇両となっている。返済不用となった分と新規証文書替分は史料8の通りである。返済については、天保十二年は二〇〇両で取り決め通りであったが、十三年には一〇〇両となり、嘉永二年（一八四九）には、一三〇両、同三年は四五両、同四年は二五両で

表4 戸谷家の鍋島家への貸出高・請取高

	内容	金額	内 訳	
I	貸出高（元金）	22,390 両	文政8年御用達（14,700 両）	
			文政8年～10年迄御用達（7,690 両）	
	元利合計	53,420 両		
II	小計	△ 38,420 両	御屋敷江上ヶ切ニ仕候分	
		15,000 両	天保12年新規証文に書替	
III	返済高	△ 200 両	天保12年請取	
		△ 100 両	天保13年請取	
		△ 130 両	嘉永2年請取	
		△ 45 両	嘉永3年請取	
		△ 25 両	嘉永4年請取	
	小計	△ 500 両		
	残高	14,500 両		
IV	代官御預ヶ御用金から振替貸出	5,000 両	1,493 両	山本大膳様御預ヶ御用金之分
			1,000 両	吉川栄左衛門様右同断
			500 両	池田仙九郎様右同断
			1,500 両	大草太郎左衛門様右同断
			507 両	松平越中守様御預所右同断

（注）「松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣」（戸谷家文書132）、「三屋敷江御用立金取調書上下書」（戸谷家文書574）などより作成。

五〇〇両しか返済されていない。また、年々返済することや返済額も守られていないことが分かる。その他には、代官を通して御用金を受け取っており、その額は五〇〇両であった。

参考として戸谷家の立花家への貸出高・返済高を示すと、鍋島家と傾向は似ており、元利四万三〇〇〇両余で返済が一二〇〇両であった<sup>61)</sup>。鍋島家よりは元利が少なく、返済が多い。

戸谷家（島屋）は、一八世紀末から江戸商人として地位を確立した新興商人であるため、大名貸に対して危険を承知しながら、あまり大名に対して強い態度を取ることができなかったのではないかと考える。例えば、三井家は笠間藩牧野家に対して、返済の道筋を示さない限り、次の資金調達は行わないなど対談の場で方針を示している<sup>62)</sup>。

〔史料9〕<sup>63)</sup>

約定一札之事

年来御店方々預御恩借候金子返済之儀、御大役且又領分災害之訳ニ而返済相滞、多分之金高二相成何分一同之返済不任心底乍氣之毒、当年正月方戌年迄五ヶ年之間御猶豫之儀、重疊及御相談候処預御領掌候廉々左之通

一金五百両早速大坂調達を以、六月中相渡可申事

一当午暮方戌暮迄預御猶豫候年数五ヶ年之間御調達補用として壹ヶ年二三百両宛相渡可申、尤此儀国許懸合之上、致決定度候条、夫迄之間願御猶豫度事

一御調達元利引合高別紙一札之通、借受罷在候儀相違無御座候、就而者証文差入申筈候得共、古証文連印、仍之申談猶又調子合之上、差入

可申候間、是又替願御猶豫度事  
附、年久敷御引合筋之儀ニ而自然引合出入之儀も御座候半者、則其節可及御示談事

一年限中御約定之通差入候金子之儀者裏書仕置事

一去ル巳十二月迄元利金三万四百両余成立、当時勝手向ニ而者御返済方於当表約定致兼、依之在斯表評義之上、尚廣遂御相談以來金子仕向方、可及御示談候事、以上

午四月 鍋嶋紀伊守内

井上中左衛門<sup>印</sup>

江頭治右衛門<sup>印</sup>

川副寛大夫<sup>印</sup>

神代源兵衛<sup>印</sup>

杉本弥左衛門<sup>印</sup>

岡田半十郎<sup>印</sup>

嶋屋吉兵衛殿

前書之通相違無之候、以上

相原四兵衛<sup>印</sup>

史料9は、年不詳で午年四月に鍋島家家臣から島屋へ出した書状である。島屋から恩借（特別の借用）をもらっているが、金子返済については御大役や領内の災害のため滞っている。金高が多くなり、気の毒に思っている。今年の正月から戌年までの五年間返済を猶予してもらったという内容である。一つ書きを見ていくと、金五〇〇両は早速大坂で調達をして六月に渡すこと。五年間猶予とし、調達の補用

として一年に三〇〇両ずつ渡すこととしている。これは、国元（小城藩）で掛け合った上で決定したので、それまで猶予して欲しいという内容である。去る巳年十二月までの元利金は三万四〇〇両余となり、勝手向については返済の約束ができないため、評議の上、相談をして示談にしたいということである。

この書状とは別に、戸谷家文書には「鍋嶋紀伊守様御約定書写」<sup>64</sup>が残されている。戸谷家の中で情報共有をしておくこと、鍋島家との銀談で使用するなどが考えられる。

なお、午年は文政五年（一八二二）、天保五年（一八三四）、弘化三年（一八四六）が該当する。文政十一年に台風被害（子年の台風<sup>65</sup>）にあっているため、天保五年と比定しておく。

佐賀藩では、文政十一年の台風および天保七年の大凶作により、農村が疲弊した。そのため、鍋島直正は天保改革を開始し、行政機構と農政機構の改編を行った。行政機構は、請役所を行政機構の中心として、目安方や蔵方、勘定所、番方、弘道館を請役所の統制下に入れることによって、請役を頂点とする中央集権的な行政機構を作った<sup>66</sup>。

農政機構は、三家・親類・親類同格と呼ばれる大配分領主が担当する郡方（郡代）と、相続方・蔵方配下の代官所（在任代官）による二重構造であった農村支配機構を統一して、代官に藩領全域にわたる農政全般の権限が賦与された<sup>67</sup>。小城藩では、小城郡方内に私領代官を設置し、これまで郡方が取り扱ってきた職掌はすべて私領代官が処理するなど、在任代官の権限強化に抵抗したが、要望は受け入れられなかった<sup>68</sup>。

〔史料10〕<sup>69</sup>

（包紙）「証文 鍋嶋様」

借用申金子之事

一金貳百両也

右金借請取借用申處実正也、但返済之儀者来ル七月限御返済可相整候、右者格別之訳を以、致借用候筋ニ付而者、返弁聊相違無之候、為後証仍一札如件

天保十三年寅五月

鍋嶋紀伊守内

野口新治左衛門<sup>70</sup>

嶋屋文七殿

（付札）「内卯十二月十四日

一金五拾両也 請取

辰四月十九日

一金五拾両也 請取

引込金百両也かし」

史料10は、天保十三年に鍋島家の家臣野口新治左衛門が島屋に借用を申し込み、金二〇〇両を受け取った証文である。返済については、同年七月限りで返済することで調整している。この借用は「格別之訳を以」借用しているため、返済は間違いなく行うこととしている。また、付札があり、戸谷家は、天保十四年（卯年）十二月に金五〇両を、同十五年（辰年）四月に金五〇両を鍋島家から返済されたことが分かる。差し引いて金一〇〇両貸し出していることとなっている。

## (2) 幕末維新期の財政状況

佐賀藩は陶器と蠟の専売制を実施していた。山形万里子は、陶器専売制について分析し、「藩札発行」、「国産専売仕法」、「大坂銀主・大名貸」の三者が複合しており、江戸市場での陶器専売仕法では、販売代金の正貨は江戸藩邸費用に転用していたこと、安政期以降には、専売仕法を軸にして上方で金融仕法を展開し、多額の資金を調達して軍備増強を実現していったことを指摘している<sup>60)</sup>。また、幕末に佐賀藩に大口の融資をして、その引き当てに国産取扱や蔵元を担当していたのは、陶器は鴻池庄兵衛で、蠟は加島屋作次郎（または作五郎）であったとみられる。鴻池伊助は蓮池藩の陶器蔵元に就任して、大坂差登せ陶器を引当に融通をしていた<sup>61)</sup>。佐賀藩や蓮池藩では専売制による資金調達が行われていた。

安政期の小城藩の財政状況について、木原溥幸は次のように示している<sup>62)</sup>。

- ①金七二〇〇両。在府中入用凡
  - ②金三〇〇〇両。江戸屋敷留守中入用凡
  - ③金一五〇〇両。参勤路用凡
  - ④金一万五〇〇両。手伝役の節入用高凡（元和三年より六度）
  - ⑤金六〇〇〇両。伝奏馳走役の節入用高凡（延宝八年より八度）
  - ⑥金八〇〇両。神田橋門番役の節入用高凡（文政元年より二度）
- 在府中惣人数、上下一六三人  
留守詰惣人数、上下五三人  
当節亜墨利加船数艘相州浦賀表渡来につき増人数、上下三八人

藩主が江戸在府中の入用が金七二〇〇両、江戸屋敷の留守居の入用が金三〇〇〇両、参勤交代の入用が金一五〇〇両、幕府手伝役の入用が一万五〇〇両、馳走役の入用が金六〇〇〇両、神田橋門番役の入用が金八〇〇両、合計で二万九〇〇〇両となっている。幕府の手伝役も六回、伝奏馳走役は八回、神田橋御門番は二回勤めている。江戸在府の人数、留守役に人数、亜墨利加船浦賀表渡来のため対応した人数も記されている。

佐賀藩は三支藩に対して長崎台場へ出勢を命じ、小城藩は魚見岳台場・伊王島台場に詰めた。その他、長崎警備の資金として出米も命じたため、三支藩は抵抗したが、受け持ち台場とともに出米が決定した。三支藩は魚見岳や伊王島などの台場受持は公務免除（五年間）であったが、財政的負担は大きく、本藩の助力により賄っていた<sup>63)</sup>。

この時期の小城藩当主は、嘉永三年（一八五〇）に家督相続していた鍋島直亮が元治元年（一八六四）に三五歳の若さで亡くなり、直亮の長女春の婿養子として直虎が小城藩鍋島家に入った。しかし、直虎は若年であったため、隠居の身の直堯が前面に出て意思決定を行っている。ところが、直堯は明治六年（一八七三）に死去し、直虎も同年七月英国留学の途につき、同十年に帰国している。同七年の佐賀の乱の際に小城鍋島家は当主不在であった<sup>64)</sup>。

このように、幕末維新期の小城藩は財政状況も厳しく、当主も不安定であった。

## おわりに

以上、文化文政期以降の戸谷家（島屋吉兵衛）の小城藩鍋島家への大名貸について検討した。本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

文化年間に戸谷家から鍋島家へ御用金上納があり、文政年間から貸借関係が確認できる。貸出高については、元金二万二三九〇両、利息三万一〇三〇両で元利合計は五万三四二〇両に達した。しかし、鍋島家からの返済は五〇〇両のみであり、戸谷家にとっては多額の貸出金が焦げ付いた。用捨した分も含めるとかなりの金額となる。

小城藩鍋島家は藩領の村々より郷印証文を提出させて、収納米を引当とすることで、戸谷家から先納金を借用することに成功している。戸谷家は、小城藩からの安定した年貢米廻送は堅実で信頼を寄せる理由となっており、小城藩に貸し出しを行っていたものと考えられる<sup>80)</sup>。

文政年間の鍋島家の借用は馳走役の拝命であったが、その後は、「勝手向役人不行届」、「旦那就要用」、「格別之訳」などの理由で借用を申し込んでいる。

鍋島家としては、江戸商人である戸谷家から借用することは、江戸における資金調達先として重要であったと思われる。

課題としては、①小城藩財政は佐賀藩財政と関連しており、これまでの佐賀藩研究の成果をさらに踏まえて論じる必要がある。②本藩（本家）による支藩（分家）の財政支援のあり方についてである。小城藩は戸谷家から借用しているが、佐賀藩、三支藩の鹿島藩や蓮池藩は借用していないなど、借用先についても明らかにする必要はある。

本庄宿戸谷家の大名貸については、外様大名や譜代大名、代官など

への貸し出しを行っている。一八世紀末から一九世紀の江戸商人については、竹内誠により天明年間に勘定所御用達として、堤弥三郎・三谷三九郎・仙波太郎兵衛・中井新右衛門・松沢孫八・鹿島清兵衛・田村十右衛門の七名が任命されたことが明らかにされている<sup>81)</sup>。戸谷家は、文化・文政期に大坂の本両替炭屋安兵衛からの為替金銀の取引や、勘定所で新吹金引替御用、新吹銀引替御用も拝命しており、この時期に御用を拝命している商人と大名・旗本などとの関係についても分析をしていく必要がある。

## 註

- (1) 金森正也『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」』（清文堂書店、二〇一一年）など。
- (2) 研究動向については、拙稿①「本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸」（『文書館紀要』第三〇号、二〇一七年）を参照のこと。
- (3) 兼子順「関東における地方商人の江戸進出―本庄宿中屋戸谷半兵衛家の経営実態とその展開―」（『埼玉県史研究』第二十七号、一九九二年）、『戸谷家文書目録』（埼玉県立文書館、二〇一二年）。なお、「戸谷家文書」（八〇六五点）は埼玉県立文書館に寄託されている。
- (4) 楠本美智子『近世の地方金融と社会構造』（九州大学出版会、一九九九年）。
- (5) 安藤保「府内藩青蕙専売制の展開―天保改革を中心に―」（『社会経済史学』三五巻一号、一九六九年）。
- (6) 木原溥幸「幕末における福岡藩財政改革と日田商人広瀬家」（『九州文化史研究』一七号、一九七二年）。
- (7) 楠本美智子「小倉藩の産物会所と日田金」（『史淵』一二〇輯、一九八三年）。同『近世の地方金融と社会構造』（前掲注4）。
- (8) 拙稿①「本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸」（『文書館紀要』三〇号、二〇一七年）。

- (9) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)。  
 (10) 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)、藤野保『佐賀藩』(吉川弘文館、二〇一〇年)。  
 (11) 伊藤昭弘『藩財政再考』(清文堂出版、二〇一四年)、同『佐賀藩と鹿島清兵衛』(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第八号、二〇一四年)。  
 (12) 伊藤昭弘『佐賀藩と上方銀主』(『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第六号、二〇一二年)。  
 (13) 柴多一雄『文化・文政期における秋月藩政の展開』(『史淵』一一八輯、一九八一年)。  
 (14) 楠本美智子『肥後宇土藩の財政について』(『史淵』一二六輯、一九八九年)、同『近世の地方金融と社会構造』(前掲注4)。  
 (15) 野口朋隆『近世分家大名論』(吉川弘文館、二〇一一年)。  
 (16) 伊藤昭弘『佐賀大学地域学歴史文化研究センターの活動と地域』(『神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報』一号、二〇〇九年)。佐賀大学附属図書館には『小城鍋島家文庫』が収蔵されていること、佐賀大学と小城市が協力協定を結んでおり、中世戦国期の小城、江戸時代の小城藩の研究が進められている。「成初期の小城藩と藩主たち」、「海外交流と小川の洋学」、「黄檗僧と鍋島家の人々」、「中世小川の歴史・文化と肥前千葉氏」、「小川の教育と地域社会」、「小城藩と和歌」、「小川城下と牛津宿」、「鍋島元茂」などの特別展を開催して、「地域学」に関わる研究を継続して行っている。  
 (17) 『新訂寛政重修諸家譜』第十三(統群書類従完成会、一九六四年)二九四頁。  
 (18) 藤野保『佐賀藩における三支藩の成立過程(一)』(『九州文化史研究所紀要』第二五号、一九八〇年)。  
 (19) 城島正祥『佐賀藩の制度と財政』(文献出版、一九八〇年)、野口朋隆『近世前期鍋島家の本家・分家関係―幕府・本家からみた支藩の性格をめぐって―』(『地方史研究』三〇七号、二〇〇四年)。  
 (20) 小城郡教育会編『小城郡誌』(木下泰山堂、一九三四年)。  
 (21) 『藩史大事典』第七卷九州編(雄山閣、一九八八年)一三五・一三六頁。  
 (22) 藤野保『佐賀藩における三支藩の成立過程(一)』(『九州文化史研究所紀要』第二五号、一九八〇年)。  
 (23) 野口朋隆『近世中後期、小城藩主の資質・役割と「生命維持」』(『歴史評論』七五四号、二〇一三年)四九頁。  
 (24) 中尾友香梨『小城藩主・鍋島直能と江戸林家一門―咸臨閣を舞台とした交流―』(伊藤昭弘編『佐賀学Ⅲ―佐賀をめぐる「交流」の展開―海鳥社、二〇一七年)。  
 (25) 『成初期の小城藩と藩主たち』(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇〇六年)、野口朋隆『近世分家大名論』(前掲注15)。  
 (26) 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(前掲注10)二九二頁。  
 (27) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)など。  
 (28) 野口朋隆『近世分家大名論』(前掲注15)一四五・一四六頁。  
 (29) 生馬寛信『小川の教育の歩みと地域社会』(『小川の教育と地域社会』佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇一〇年)三九頁。  
 (30) 伊藤昭弘『成初期の小城藩について』(『成初期の小城藩と藩主たち』前掲注25)。  
 (31) 野口朋隆『近世中後期、小城藩主の資質・役割と「生命維持」』(前掲注23)五〇頁。  
 (32) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(前掲注9)、木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(前掲注10)。  
 (33) 野口朋隆『近世分家大名論』(前掲注15)二二二頁。  
 (34) 野口朋隆『近世中後期、小城藩主の資質・役割と「生命維持」』(前掲注23)五〇頁。  
 (35) 野口朋隆『近世中後期、小城藩主の資質・役割と「生命維持」』(前掲注23)五〇頁。  
 (36) 藤野保『佐賀藩』(前掲注10)一五六・一五七頁。  
 (37) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(前掲注9)五二五頁。  
 (38) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(前掲注9)、藤野保『佐賀藩』(前掲注10)一六二頁。  
 (39) 米笠は、安永八年(一七七九)に発行された藩札の一種で米との兌換札である。  
 (40) 伊藤昭弘『佐賀藩における紙幣発行―「米笠」を例に―』(『佐賀大学経済論集』四五―六、二〇一三年)、同『藩財政再考』(清文堂出版、二〇一四年)。  
 (41) 楠本美智子『掛屋・千原家の経営とその推移』(『九州文化史研究所紀要』二五号、一九八〇年)。  
 (42) 拙稿①『本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸』(前掲注8)。

- (43) 寛(御用金請取ニ付) (戸谷家文書二〇八一)。
- (44) 「一札之事(御用金三〇〇〇兩借用仕度ニ付)」(戸谷家文書七八三)。
- (45) 「一札之事(預出金収納米元利返済約定ニ付)」(戸谷家文書一八六二)。
- (46) 「肥前小城米廻米関係綴」(戸谷家文書五八五)。
- (47) 「郷印証文之事」(戸谷家文書一八七二)。
- (48) 「郷印証文之事(肥前佐保川鳴郷・三ヶ月郷)」(戸谷家文書一六二四)。
- (49) 「借用申金子之事」(戸谷家文書一六四七)。
- (50) 「一札(御用金調達金改談ニ付)」(戸谷家文書一六二六)。
- (51) 拙稿①「本庄宿戸谷家の柳河藩立花家への大名貸」(前掲8) 三一頁。
- (52) 拙稿②「一八世紀における三井家の大名貸―笠間藩牧野家を事例として―」(『論集きんせい』第三三号、二〇一一年)。
- (53) 「約定一札之事(借金返済法取極)」(戸谷家文書五七三)。
- (54) 「鍋島紀伊守様御約定写」(戸谷家文書八一七)、形態は縦帳で、紙幅は四丁である。
- (55) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(前掲注9) 六三四・六三五頁。
- (56) 木原溥幸「佐賀藩天保改革に関する一考察」(『九州文化史研究所紀要』第三一号、一九八六年)。
- (57) 梶原良則「幕末佐賀藩における農政の展開とその基調」(『九州文化史研究所紀要』第三一号、一九八六年)。
- (58) 藤野保編『続佐賀藩の総合研究』(前掲注9)、木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(前掲注10) 九九頁。
- (59) 「借用申金子之事」(戸谷家文書一六五二)。
- (60) 山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』(日本経済評論社、二〇〇八年)、同『雄藩の藩政改革と専売制』(『歴史評論』七一七号、二〇一〇年)。
- (61) 山形万里子『藩陶器専売制と中央市場』(前掲注59)。
- (62) 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(前掲注10) 二九五頁。
- (63) 木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(前掲注10) 二九六・二九七頁。
- (64) 飯塚一幸「小城鍋島家の近代」をめぐる史料の概要」(『小城鍋島家の近代』佐賀大学文系基礎学研究プロジェクト、二〇〇五年) 二二頁。
- (65) 森泰博『大名金融史論』(大原新生社、一九七〇年)、中野等「近世前期の筑後久留米藩における領主財政と米穀流通」(『九州文化史研究所紀要』第三四号、

一九八九年)、永峯信孝「近世後期における岡山藩財政の一考察」(『藩世界と近世社会』岩田書院、二〇一〇年)など。領主米の中央市場への販売集荷が大名金融との強固な結合構造をもつことが説明されている。

(66) 竹内誠『寛政改革の研究』(吉川弘文館、二〇一〇年)。



写真1 鍋嶋家家臣から戸谷家（島屋）に申し込んだ借用証文（史料7 戸谷家文書 No.1647）



写真2 鍋嶋家家臣から戸谷家（島屋）に申し込んだ借用証文（史料10 戸谷家文書 No.1652）

表5 戸谷家文書目録(小城藩鍋島家関係)

	文書番号	年代			表題	差出	宛先
		文化	天保	弘化			
1	2081	文化10	12	14	覚(御用金請取ニ付)	肥前番所	三河町壱町目嶋屋吉兵衛同半兵衛代利助
2	1838	文政5	4	—	鍋島様御証文下書		
3	1862	文政6	7	—	一札之事 (預出金収納米元利返済約定ニ付)	鍋嶋紀伊守大目付役伊東七郎兵衛	嶋屋吉兵衛
4	1862	文政6	7	—	一札之事 (預出金収納米元利返済約定ニ付)	鍋嶋紀伊守大目付役伊東七郎兵衛	嶋屋吉兵衛
5	783	文政7	正	—	一札之事 (御用金3000両借用仕度ニ付)	鍋嶋紀伊守内末永権六外4名	嶋屋吉兵衛
6	585	文政7	10	—	[肥前小城米廻米関係綴] (~文政12年)		
7	1637	文政8	8	29	郷印証文之事(肥前三ヶ月郷・五百町郷村役名前調印ニ合不申)	光野卯左衛門外3名	嶋屋弥右衛門
8	1624	文政8	8	—	郷印証文之事 (肥前佐保川嶋郷・三ヶ月郷)	平野村百姓惣代藤十外69名	嶋屋吉兵衛
9	1840	文政8	8	—	郷印証文之事(肥前佐嘉郡佐保川嶋郷30村年貢米引当先納金ニ付)	庄屋何兵衛	嶋屋吉兵衛
10	1872	文政8	8	—	郷印証文之事		嶋屋吉兵衛
11	1977	文政8	—	—	鍋嶋紀伊守様諸証文書付扣	嶋屋吉兵衛	
12	129	文政11	—	—	[立花右近将監・松平出雲守・鍋嶋紀伊守・水野越前守・松平和泉守格御用立金明細](~嘉永2年)		
13	1676	文政13	6	—	一札之事(橋屋喜兵衛借金返済滞吉兵衛引受返済之旨ニ付)	鍋嶋紀伊守内中野官蔵外2名	嶋屋手代中
14	1690	天保2	5	—	鍋嶋紀伊守様御用達金控		
15	1691	天保2	5	—	鍋嶋紀伊守様御用達金控		
16	1978	天保2	5	—	鍋嶋紀伊守御用達金扣		
17	1645	天保8	7	—	乍恐以書付奉御歎願候(用立金滞分下ヶ被下度ニ付)(下書)	嶋屋吉兵衛	鍋嶋紀伊守納戸
18	1654	天保10	7	—	借用申金子之事(金300両)(下書)	鍋嶋紀伊守内西岡美由之丞外2名	戸谷吉兵衛
19	795	天保12	12	—	借用申金子之事(下書)	鍋嶋紀伊守内勝手方納戸頭取元久保伝兵衛外7名	
20	1626	天保12	12	—	一札(御用金調達金改談ニ付)	嶋屋	久保伝兵衛外8名
21	1647	天保12	12	—	借用申金子之事(金500両)	鍋嶋紀伊守内綾部四郎太夫外1名	嶋屋吉兵衛
22	1660	天保12	12	—	[御用金濟方約定ニ付一札](下書)	嶋屋吉兵衛外1名	綾部四郎太夫
23	1662	天保12	12	—	写(御用金濟方約定ニ付)	嶋屋吉兵衛外1名	綾部四郎太夫
24	1683	天保12	12	—	覚(鍋島藩御用金請取証文)	嶋屋吉兵衛	綾部四郎太夫
25	1653	天保13	4	—	借用申金子之事(金100両)	鍋嶋紀伊守内綾部四郎太夫外2名	嶋屋吉兵衛
26	1652	天保13	5	—	借用申金子之事(金200両)	鍋嶋紀伊守内野口信治左衛門	嶋屋文七
27	842	[弘化3]	⑤	—	証文写(松平出雲守・立花左近将監・鍋嶋紀伊守借用証文写)	大熊善太郎手代坂本柳左衛門外1名	
28	552	弘化3	—	—	おほえ(立花左近将監・松平出雲守・鍋嶋紀伊守御用達金書上)	戸谷	
29	996	弘化4	3	—	願書写 (御用金上納可仕手段無之ニ付)	戸谷半兵衛外2名	鍋嶋納戸

30	144	[安政]	—	—	御用金上納帳(松平出雲守・鍋島伊賀守・立花左近将監御用金運納高)	戸谷	
31	132	明治4	12	18	松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣	戸谷半兵衛	群馬県役所
32	242	明治4	12	18	乍恐以書付奉申上候(旧藩御用立金有無取調ニ付)	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
33	575	明治4	12	—	松平出雲守様・立花左近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用達金証書写書上控	支配所本庄宿百姓戸谷半兵衛外1名	群馬県役所
34	582	未 [明治4]	12	18	松平出雲守様・立花右近将監様・鍋島紀伊守様・水野越前守様・松平和泉守様御用立金仕訳書上扣		
35	503-8	[明治4]	12	—	[鍋島紀伊守用立金取調書上]		
36	503-9	[明治4]	12	—	[鍋島紀伊守用立金取調書上]		
37	503-13	[明治4]	12	—	[立花外4名用立金書上](朱書)		
38	573	午	4	—	約定一札之事(借入金返済取極)	鍋島紀伊守内江頭治右衛門外5名	嶋屋吉兵衛
39	817	午	4	—	鍋島紀伊守様御約定写	鍋嶋紀伊守内井上忠左衛門外5名	嶋屋吉兵衛
40	1632	午	4	—	約定一札之事(返済金猶予ニ付)	井上忠左衛門外6名	嶋屋吉兵衛
41	1976	午	4	—	鍋島紀伊守様差出金仕訳書扣		
42	1665	午	10	—	[蔵元吉兵衛引請永々五人扶持被差遣ニ付申渡]	鍋島紀伊守内末永権六	嶋屋覚兵衛
43	2422	申	3	—	[末家鍋島紀伊守路用金出金相談ニ付書状]	松平肥前守内吉川与兵衛外1名	嶋屋吉兵衛
44	194	申	6	—	御用金上納仕訳書上帳控(松平出雲守・福島紀伊守・立花左近将監御用達金ニ付)		
45	1673	—	3	28	[金子渡被下度ニ付書状]	江頭治左衛門	嶋屋四郎兵衛
46	1627	—	4	27	[御用達金惣金高取詰ニ付書状](下書)	戸谷吉兵衛	井上忠左衛門
47	1629	—	4	27	[御用達金年限中利留メニ付案書]	戸谷半兵衛	井上忠左衛門
48	1657	—	卯	28	[約定書并仮証文渡仕等ニ付書状]	江頭治右衛門外1名	戸谷吉兵衛
49	1628	—	4	29	[委細面談ニ付書状]	戸谷	井上
50	2932	—	8	10	[鍋島方之扶持請取ニ付]	下戸谷	平七
51	1674	—	11	28	[金子振替願ニ付書状]	江頭治左衛門	嶋屋四郎兵衛外1名
52	1671	—	11	29	[園田半十郎主人被仰越之趣承知ニ付書状]	江頭治右衛門	嶋屋四郎兵衛外1名
53	1659	—	12	28	[別紙一件相談仕度ニ付書状]	井上忠左衛門外1名	戸谷吉兵衛
54	574	—	—	—	三屋敷江御用立金取調書上下書(立花右近将監・松平出雲守・鍋島紀伊守)		
55	1979	—	—	—	届ヶ書名前連印(鍋嶋紀伊守領分預ヶ米届人)	肥前国佐賀郡佐保川嶋郷織嶋村大庄屋兼大蔵使役源次兵衛	嶋屋吉兵衛手代慎蔵外1名
56	1980	—	—	—	五百町郡届ヶ所名前連印(鍋島紀伊守領分預ヶ米届人名前)	肥前国五百町郡赤司村大庄屋兼大蔵使役内	嶋屋吉兵衛手代慎蔵外1名
57	4666	—	—	—	[柳川家・鍋島家炭実一条迄巨細ニ被仰聞答ニ付書状]	和兵衛外1名	戸谷主人外1名
58	1325	—	—	—	[武家方融通仕法ニ付願書](写)		

丸囲みの月は閏月を示す。